

東京電力ホールディングスからのお知らせ ～追加賠償のご請求手続きに関するお願い～

2024年10月
東京電力ホールディングス株式会社

弊社は、中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、**ご請求がお済みでない方を対象に**、ご請求手続きに関するご案内をさせていただきます。

現在もお手元にご請求書が届いていない場合には、弊社でご住所の把握ができておらず、ご請求書を発送できていないことが想定されますので、**右記の【お問い合わせ先】までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。**

ご請求書をお持ちの方は、お手元のご請求書に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒（レターパック）にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

中間指針第五次追補決定に係る精神的損害等の賠償に関するご相談専用ダイヤル

電話番号 **0120-926-470**

＜受付時間＞

午前9時～午後7時（月～金〔除く休祝日〕）
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

※弊社へご連絡をいただく際の電話番号のお掛け間違いにより、別の方にご迷惑をおかけしてしまう事例が発生しております。
ご連絡の際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないよう、お願い申し上げます。

二次元コードより各種手続きいただけます

※以下の二次元コードをスマートフォンのカメラ機能で読み取り、出現したURLをクリックするとページへ移行します。

ご請求ページ入口



ご請求に関する操作手順



- 広告は広告主の責任により掲載しています。詳細は広告主までお問合せください -

無料 原子力損害賠償 個別相談会のお知らせ

広告かわまた PR

東京電力**福島第一原子力発電所事故**によって被災された方の**損害賠償に関する様々なお悩み**について、原子力損害賠償に詳しい弁護士に相談してみませんか。
東京電力から追加賠償の請求書が届いている方には、**請求書の書き方や提出書類に関する支援**も行っていますので、ぜひご利用ください。

事前予約は
こちらから

0120-330-540

受付時間 9:30～17:00 月～土受付(祝休日を除く)

開催日時：**10月26日(土)**

10:00～16:00 (12:00～13:00休憩)

会場：**川俣町『鶴沢公民館』IT視聴覚室**

福島県伊達郡川俣町鶴沢学校前3-1

※ 無料相談会・作成支援は事前予約をお願いいたします。



原子力損害賠償・廃炉等支援機構

- 広告は広告主の責任により掲載しています。詳細は広告主までお問合せください -

広告かわまた PR

「東京電力・福島第一原子力発電所の廃炉に関する対話」開催について

廃炉の進捗状況についてお伝えするとともに、廃炉に関する皆さまのさまざまな疑問にお答えする対話の会を川俣町ほか複数箇所で開催します。廃炉の今後について一緒に考え、ご意見をいただければ幸いです。

■開催日時 11月23日(土・祝) 午後2時～3時半

■会場 中央公民館3階 第2研修室

※他会場の開催日時や申込方法など詳しくは、右記QRコードまたは機構HPでご確認ください。



■問い合わせ先 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 ☎ 03-5545-7104 (担当:金内)

- 広告は広告主の責任により掲載しています。詳細は広告主までお問合せください -

補助・診断・改修を希望する方へ

問 建設水道課 建設係（内線 1602）

01

空家等除却事業補助金の追加募集

補助対象となる 空き家等	以下のすべての要件に該当する住宅が対象となります。 1. 居住を目的として建築又は使用され、現に人が居住していない建築物（これに附属する使用していない物置及び作業場を含む） 2. 賃貸又は売買目的で所有・管理する建築物ではないこと
補助対象となる工事	補助の対象となる工事は、次に掲げるすべての要件に該当するものとなります。 1. 建設業法等の土木工事、建築工事、解体工事に関する許可を受けた事業者による工事 2. 交付決定の通知の日以後に事業者と契約及び着手した工事 3. 同一敷地内及び隣接するとみなされる敷地の補助事業者が所有又は管理している空家等をすべて除却する工事※その他要件があります。
補助額	補助対象空家等の除却に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とします。
追加補助件数	10件（窓口受付順）
募集期間	12月20日(金)まで ※ただし、令和7年3月末日までに実績報告書を提出できる工事に限ります。

02

木造住宅耐震診断希望者募集

町内に住宅を所有し耐震診断を希望する方へ、耐震診断者を派遣します。

募集戸数	2戸（窓口受付順）
募集期限	11月29日(金)まで
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で所有者が自ら居住する専用住宅または、併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供するもの）※その他要件があります。
個人負担	住宅の規模により、6,000円から9,000円の自己負担があります。 ※通常調査には約20万円の費用が掛かりますが、そのほとんどが国県町の負担となります。
成果品	耐震診断結果、補強計画および住宅平面図 ※結果によっては、耐震改修補助金制度を利用することができます。
その他	税、その他の使用料等の未納がないこと。

03

ブロック塀等の改修希望者募集

町では、一般の方が通行する道路に面し、道路面からの高さが80センチメートルを超えるブロック塀等※を撤去（一部撤去も含む）、補強工事、造り替え工事を行う場合にその費用の一部を補助します。

募集期限	11月29日(金)まで
募集件数	10件（窓口受付順）
補助率	補助対象経費の3分の2（補助金上限額10万円/件）
その他	税、その他使用料等の未納がないこと。 ※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造の塀、レンガ造の塀、石造の塀及びその他の組積造の塀（基礎を含む）となります。 ※工事着手前に申請が必要になります。 補助要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。